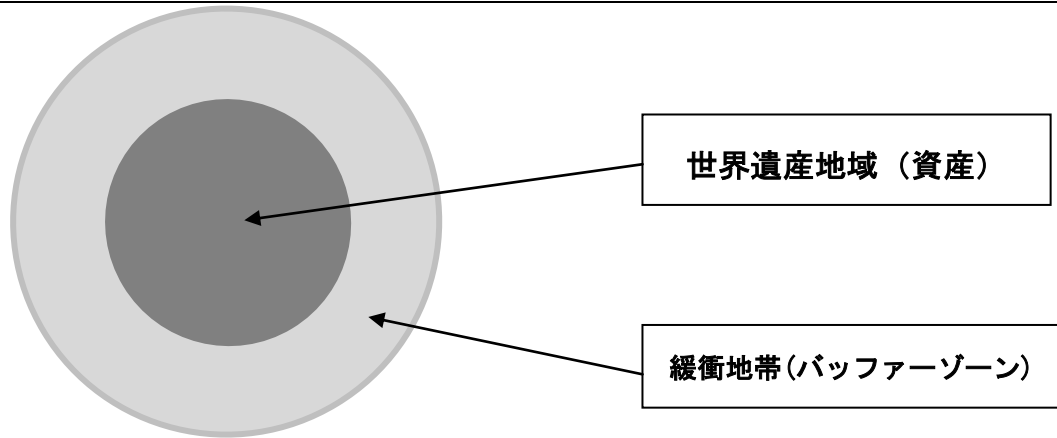


世界遺産地域（資産）と緩衝地帯、管理計画の主な対象範囲

区域名称	内容	作業指針(2015)の関連パラグラフ
世界遺産地域 (資産:Property)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>世界遺産一覧表に記載する資産として、適切な長期的立法措置、規制措置、制度的措置、及び/又は伝統的手法により確実な保護管理を担保するものとして設定された適切な保護範囲(境界)。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 評価基準(vii)から(x)に基づいて記載される資産の場合は、世界遺産一覧表記載の根拠となる生息域、種、(生物学的、地質学的)過程又は現象を成立させる空間的要件を反映した境界を設定すること。推薦範囲外の侵略的人間活動や資源利用の直接的影響から資産の遺産価値を保護するために、顕著な普遍的価値を持つ範囲に直接的に隣接する地域について十分な範囲を含むようにすること。</li> <li>➢ 推薦する資産の境界は、自然公園、自然保護区、生物圏保護区、歴史的保護地区など、既存または計画中の保護区と重なる場合がある。これら既存の保護区内には管理水準の異なる複数のゾーンが設定されていることがあるが、必ずしも全てのゾーンが登録のための基準を満たすとは限らない。</li> </ul> </li> </ul>	<p>II. F. 97</p> <p>II. F. 101</p> <p>II. F. 102</p>
緩衝地帯 (バッファゾーン: Buffer Zone)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資産を適切に保護する上で必要な場合は、適切なバッファゾーン(緩衝地帯)を設定すること。</li> <li>● <u>緩衝地帯は、推薦する資産の効果的な保護を目的として、法的又は慣習的手法によって補完的な利用・開発規制を行うために設けられた、当該資産の周辺地域である。緩衝地帯は当該資産に直に接する周辺地域として、重要な景観や、資産とその保護を支える重要な機能をもつ地域又は特性が含まれるべきである。緩衝地帯を成す範囲は、個々に適切なメカニズムによって決定されるべきである。推薦の際には、緩衝地帯の大きさ、特性、緩衝地帯内で許可される行為の詳細および、資産と緩衝地帯の正確な境界を示した地図を提出しなければならない。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設定された緩衝地帯が、当該資産をどのように保護し得るか、明瞭な説明を提示しなければならない。</li> <li>➢ 緩衝地帯を設定しない場合は、推薦する資産が緩衝地帯を必要としない理由を説明しなければならない。</li> </ul> </li> </ul>	<p>II. F. 103</p> <p>II. F. 104</p> <p>II. F. 105</p> <p>II. F. 106</p>

	らない。	
管理計画の主な対象範囲 (世界遺産管理地域: World Heritage Management Area)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>登録推薦資産の顕著な普遍的価値(OUV)をどのように保全すべきかについて明示した適切な「管理計画」の対象となる地域<sup>1</sup>。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 奄美・琉球のような「連続性のある資産(serial properties)」については、個々の構成要素の管理を連携して行うための管理体制・メカニズムが不可欠であり、登録推薦書に明記することが求められる。</li> </ul> </li> <li>● 「管理計画」の対象として、少なくとも世界遺産推薦地域と緩衝地帯を含む必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 登録推薦資産の<u>OUV</u> を適切に保全する観点から、管理計画の主な対象範囲(世界遺産管理地域)は、緩衝地帯よりも広く、人の居住地や遺産地域へ乗り入れる船舶の航路も含めて設定する場合がある<sup>2</sup>。</li> </ul> </li> </ul>	<p>II. F. 108</p> <p>II. F.114</p>



<sup>1</sup> 「世界遺産条約履行のための作業指針」では、“各登録推薦資産には、資産の顕著な普遍的価値をどのように保全すべきか(参加型手法を用いることが望ましい)について明示した適切な管理計画の策定又は管理体制の設置を行うこと”(II.F.108)としている。「作業指針」のIII.B.132では、“登録推薦書が「完全」であると認められるためには、以下の要件を満たす必要がある”とし、その1つとして「5. 保護管理」を挙げており、“適切な管理計画その他の管理体制が不可欠であることから、これらについて登録推薦書に示すことが必要である。又、管理計画その他の管理体制の効果的な履行をいかに担保するかについても示すことが期待される。管理計画又は管理体制についての文書を1部登録推薦書に添付すること。(中略)管理計画、又は管理体制に係る文書について詳細な分析、解説を行うこと。(中略)上記の資料を含まない登録推薦は、管理計画が整備されるまでの間の資産管理についての指針を示した他の文書が提出されない限り不完全とみなされる”としている。

<sup>2</sup> バッファゾーンは法的保護措置を伴う必要があるが、小笠原諸島では、世界遺産地域に隣接する民有地等は国立公園区域に含まれないため、世界遺産地域に隣接しながらバッファゾーンではない“白地”が生じたため、「管理計画の主な対象範囲(世界遺産管理地域)」という名称で、人の居住する範囲やおがさわら丸の航路も含めて、管理計画の効力が及ぶ範囲を推薦書や管理計画に明示した。

